

## “ツァーリの国”の司法改革

——高橋一彦著『帝政ロシア司法制度史研究 司法改革とその時代』を読んで——

垣見 隆禎

### はじめに

本書は、19世紀後半のロシア帝国における、ほぼ40年にわたる司法制度の歩みを、1864年の司法改革を起点として詳細に跡付けたものである。その考察の範囲は、裁判所組織、民事及び刑事の両訴訟法、そして法曹諸制度、新司法制度の実施過程を含めた司法政策、さらには新しい司法制度の運用の実際にまで及ぶ。これらすべてについて、主に現場で裁判実務及び司法政策を担った者の問題意識に即して微細に検討されているので、紙幅の限られた本稿においてその内容を過不足なく紹介することは至難の業である。が、以下に無謀を省みず、本書を評者なりに要約し、若干のコメントを付すこととする。

### 1 本書の内容

#### (1) 第1章「課題と視角」

ここでは、まず著者が近代ロシアの司法制度に接近する際の基本的立場が、研究史に触れながら明らかにされ、次いで改革の対象となる司法制度の前史が扱われる。

まず、研究の視角である。著者によれば、1864年に始まる司法改革の歴史について、そもそも「六四年改革の内容、そして以後の制度の浮沈といった、言わば法や制度の実体に迫る考察が近年に至るも総じて乏しいという事実」(3頁)が指摘される。即ち、従来、近代ロシアの司法制度に論及した研究は、旧ソヴィエト史学のように司法改革を「革命情勢論」の一環として説明するにせよ、また欧米のロシア史研究の主流をなしてきた「開明官僚論」に依拠するにせよ、司法改革をめぐる政治過程に注意を集中するあまり、形成された新しい司法制度がいかなるものであったのか、そしてそれがどのように運用されたのかといった基本的な事実が解明されてこなかったと言うのである。「制度の動きを、制度それ自体の中に潜む展開の論理を押さえながら辿る作業」(3頁)、それを通じて「とりわけ近代ロシアを対象とする歴史研究において微弱な法や制度に対する関心、制度的思考といったものを掘り起こすこと」(4頁)が求められる所以である。そして、「制度の造形に当たっては細部にわたる技術的検討は不可避」(5頁)であるから、本書の考察の対象は裁判機構や訴訟法といった司法の根幹をなす部分のみならず、自ずと執行士・公証人・司法官試補などの「裁判所付置職」、さらには司法官の福利厚生にまで広がらざるをえない。なお、著者

によれば、「司法改革」は1864年の「裁判諸法」の成立のみを指すのではなく、新制度が帝国全体に普及する20世紀初頭までの時期をもその射程とする。その意味で本書の扱う時期すべてが「司法改革の時代」とされる。

さて、司法改革において克服の対象となる19世紀中葉時点におけるロシア帝国の司法制度はいかなる問題を抱えていたのであろうか。まず、裁判組織にあっては、司法と行政の職分の別が曖昧である。裁判官の任用は第一審を中心に各身分選挙制が採用される。対して「ツァーリの目」として裁判所を初めとする国家機関全般の監督にあたる検察官については任命制が採られる。いずれも任用にあたって試験制度はなく、専門的な法学識も求められない。裁判所の構成は、当事者の身分の別を根拠とするもの、管轄事件の特性によるものなど、多くの特別裁判所が置かれ極めて複雑な様相を呈していたとされる。訴訟手続については、まず、刑事事件において糾問主義、事件抄録中心の書面主義、捜査も審理も公開しない密行主義が採られ、民事訴訟も刑事事件に準じた制度となっていた。とりわけ刑事事件において複雑な再審査・移送手続が置かれていたこともあり、裁判が確定するまでには通常12～13の審級を経る必要があったとされる。上記の欠陥がトータルに改善されなければならない。

## (2) 第2章「一八六四年の司法改革」

第2章では、司法改革を担った当局、とりわけ第一線の実務家の問題意識に焦点をあてながら裁判諸法の起草過程が詳細に辿られる。「司法改革」は、通常、農奴解放及び地方自治機関（ゼムストヴォ）の設置等と並ぶ「大改革」の一環として遂行されたものとして理解されている。しかし、訴訟遅延の常態化による未済件数の増大、さらには裁判の腐敗に頭を悩ます司法当局による打開策は、微温的な刑事訴訟法改正の試みなど、遠く1830年代に起源を持つ。言葉の本来の意味における「司法改革」の「起点」として著者が位置づけるのは、1840年代末になって浮上した民事手続の改正の気運、それを具体化した『新民事訴訟法草案』（1857年国家評議会に上程）である。ここでも改革に着手した直接の原因は「類例のない訴訟遅延」（50頁）であった。また、現行の判決手続に弁論主義と口頭主義の要素を付加した「混合主義」を採る1857年の『新民事訴訟法草案』それ自体は、「当初は裁判制度全般の見直しとも、ましてや後に『大改革』と総称される同時代の諸改革とも結びつかない、単発的な手続法の改正作業として出発」（51頁）したものであった。微温的かつ折衷主義的な『新民事訴訟法草案』を補完するものとして「代訴士法草案」が1858年12月に国家評議会に上程され、司法改革は、単なる手続法の改革の枠から一步踏み出す。次いで60年代に入ると漸く裁判所構成の見直しへと進む（1860年『裁判所構成規程草案』）。ここに至って当時始まった農奴解放事業に伴う領主警察権や裁判権の編成との関わりが意識されはじめたからである。こうして、司法改革は単なる訴訟手続の改良に留まらない広がりを見せはじめる。が、著者によれば、それは反面、なし崩し的に改革構想が膨張し始め收拾がつかなくなる危険性を内包していた。

この間、「論壇」を中心に急進改革論が台頭してくる。改革論議をリードしたのは、帝立法学校卒業者を中心とする実務家出身の論客であったという。これら実務家たちは言論活動により、司法改革の気運を盛り上げたに留まらず、各種の学習会やサークルを組織し、「一足先に新しい訴訟

手続を身体で覚える、生きた学校」(79頁)で論壇を実践と結びつけ、将来の法曹界の結節点(「将来における司法官と弁護士との同盟」)を形成したのである。

膠着状態を打開する契機となったのは内相ヴァルナーエフが1861年9月に行なった上奏であったとされる。「企業家精神を奨励する」上での「根本的な障害が、わが国の裁判所構成と訴訟手続の欠陥にある」、しかし各法案の成立がいつになるか「確信を以て予測することは未だできない」(98頁)とする上奏に一驚した皇帝アレクサンドルが、国家評議会に対して今後の作業方針を示したのが同年10月、そして以後の司法改革の方針を指し示した「司法部改造の大綱」が決定されたのが1862年9月のことであった。こうして『民事訴訟法草案』『刑事訴訟法草案』『司法機関設置法草案』の3法案を皇帝が裁可することにより「一八六四年一月二〇日の裁判諸法」が成立する。著者はこの過程を次のように総括する。「当初のそれはごく限られた小幅な改革に過ぎなかったが、五〇年代後半に入り他の一連の諸改革と互いに連動しあうことで、制度の全面的な組み替えに至ったのである。最終的に法改正を導いたものは、第一線で裁判実務を担った者の動向であった。彼らの中で法改正への意欲が生まれ、ジャーナリズムを媒介として社会の中に改革に対するコンセンサスが広く形成されたことで、司法改革は初めて現実のものとなったのである。」(111頁)。

### (3) 第3章「裁判諸法の構造と動態」

第3章は紆余曲折の末成立した裁判諸法の構造が整理される。新司法制度の細部にわたる紹介はここでは控える。

著者は、改革の基調を以下の三点にまとめて整理する。その1は、「権力分離」ないしは「権力の棲み分けの論理」である(116頁)。行政機関は以後、司法事件の裁判には関与しない、その反面司法部は行政に介入することは許されず、行政事件は裁判所の管轄外となる。著者はここにフランスの権力分立観の影響を見る。ともあれ、ここに司法は、行政、さらには立法(国家評議会)からの「自立」を果たすことが期待される。第2番目のモチーフは、法の統一、法の地域的・身分的分散の克服であった。これは、各種の特別裁判所の整理、判決手続の単一化によって果たされる。もっとも農民裁判所の扱いは、司法改革ではなく、農奴解放法に委ねられ、農民裁判権と通常裁判権の関係は20世紀にまで持ち越される課題として残る。第3のモチーフは、司法秩序における「国家」と「社会」の共棲・協働のあり方である。セナート破毀部を除く四つの裁判所は、「普通裁判所 общие судебные места」(地方裁判所、控訴院)と「地域の裁判所 местные суды」(治安判事、治安判事会議)に分けられる。普通裁判所の裁判官が国家の任命する職業裁判官で、任官にあたり法学識を要求される(著者によれば司法官に限らずロシアの官吏法制上、学歴が任用要件となったのはこれが初めてであると言う(143頁))のに対して、治安判事は「すべての身分による選挙」制を採用している。さらに刑事事件については陪審制が導入された。このように、司法改革は、一方で、司法官任官にあたって学歴と職歴を課し、司法の専門職能化(「国家化」)に道を開くと同時に、広く住民の司法参加を促し、「社会」にも軸足を置いたものとなっている。著者は、ここに法専門人と非専門人、訴訟手続におけるフォーマリズムとインフォーマリズムの相克を見、後年の司法政策の展開を跡付ける際の一つの焦点と位置付けている。

さて、司法の行政からの「自立」が兎も角も果され、訴訟手続において、口頭主義・直接主義・公開主義が確立された裁判諸法は、著者によって「一九世紀半ばのロシア人が理解した『西欧近代法』の姿である」（156頁）とされる。しかしその実施は、初発から躓きを見せる。財政面、新たな司法制度を担う人材の不足、そして多民族からなる広い帝国の版図を考慮に入れるならば、これを一挙に導入することは不可能であり、実施の優先順位をめぐる省庁間の対立が政争の火種となる。本章の「四 裁判諸法の施行」がこの過程を詳細に追い、さらに帝国全土への普及の過程については第4章において扱われている。

次に新しい司法制度を19世紀後半のロシア社会がどのように受けとめたのかということが「五 新法の動態」において分析される。口頭主義及び裁判の公開原則などを導入した司法制度が、交通・通信技術の革新と連動することで、裁判に対する関心や共鳴を呼び起こし、人々の日常生活の中に定着していく姿が活写されている。まず「審理に当たって治安判事が当事者を等しく『貴方』で呼んだことは見る者にきわめて新鮮な印象を与え、平等な裁判の何であるかを如実に示すと歓迎する者、これとは逆に法のフィクションを社会の現実と混同していると誇る者、二様の反応を呼び起こしてジャーナリズムが論争をする、思わぬ余波も伴っていた」（175頁）ことが紹介される。いずれにしても司法はジャーナリズム、世論が多大な関心を寄せるイシューとなっていることがわかる。さらに、口頭主義・公開主義及び陪審制の導入は、弁護士・検察官双方に対して巧みな「舌」を用いたパフォーマンスとしての弁論能力を要求するようになる。傑出した「舌」の持ち主たる「ロシア弁護士の王」スパソーヴィッチ、同じく弁護士で「裁判の騎士」と称えられたプレヴァーコ、さらには「検察のホープ」ムラヴィヨーフ（後に法相）らは、彼らの丁々発止の弁論の応酬を「観劇」するために法廷という名の劇場に詰め掛ける一般庶民の口コミ、これを伝える大衆紙の普及とも相俟って、単なる法曹界の実力者にとどまらず、社会の名士、「スター」となる。かくして著者によって、「新しい裁判は、人と人とが知識や体験を交換し、交感していく一つの公共圏をつくった」（193頁）と評される。

#### （4）第4章「裁判諸法の変容」

新しい司法制度は、裁判に対する人々の関心を喚起し、一種の公民教育の機能を果たすようになったり、また官界における司法部の威信を向上させ、諸官庁間の政治力学に変化をもたらすなど、立法時の予想を越えたインパクトをロシア社会に与えたとされる。それだけに司法改革には各方面から様々な批判（弁護士の「舌」の行き過ぎ、陪審資格の甘さ、「裁判官の専横」批判等）がなされ、これらに対応して、司法省当局が制度の修正を試みることにより、司法制度は変容を遂げていく。また、この時期は、新しい制度が帝国全土に普及していく時期と重なっている。それぞれの地域の实情に合わせた施行方法が採られることにより、司法制度は地域ごとに異なった様相を呈するようになる。これもまた司法制度の変容の一因となる。著者は、そうした制度の変容過程を歴代法相の事績列伝という形で描いていく。例えば、パーレン法相時代には、新司法制度の施行区域が大胆に拡大されるが、そこには治安判事の選挙制から任命制への「後退」を伴っていたこと、次のナボコフ法相は司法省を総合的な政策立案・調整官庁へと脱皮させ、併せて司法官僚の待遇改善等がなされたが、反面で裁判官の懲戒権の集中・強化等の司法行政権の効率化

が追求されたこと、さらにマナセイン法相期には、バルト地域に新司法制度が導入され、同時に彼が司法官試補制度の整備、陪審法制における職業裁判官の権限強化を打ち出したことにより、「一八六四年の改革時、『国家』と『社会』、専門人と非専門人の二つの軸足に立脚していた新制度は、マナセイン期に支点を大きく前者に移し、基調を転じていった」(262頁) こと等が手際良く紹介されている。治安判事にとって代わり、県知事、内相が人事権を握るゼムスキー・ナチャーリニク制が導入されるのもマナセインの時代である。

続くムラヴィヨーフ法相は、1864年の司法改革以来の司法政策を総括する試みに乗り出していく。「三 裁判諸法の検討」では、ムラヴィヨーフによる上奏(1894年4月7日)、「司法部に関する法規の見直しのための委員会」(通称「ムラヴィヨーフ委員会」)の発足(1894年4月30日)、1895年の司法監察を経て、99年に至り、『司法機関設置法改正案』『民事訴訟法改正案』『刑事訴訟法改正案』が成案を見るまでのプロセスが検討される。法案それぞれの内容についても著者は個別の論点にわたり検討を加えているが、ここではそれらの紹介は割愛せざるを得ない。著者は、ここに成立した改正諸法案について、「一八六四年以後、徐々に三〇年かかって準備された裁判諸法の変容の過程を集大成し、その結果を包括的に提示して見せた」(321頁) ものと評価する。

#### (5) 第5章「二〇世紀司法への展望」

本書の締めくくりをなすのが「二〇世紀司法への展望」と題する第5章である。

「一 ムラヴィヨーフ委員会の遺産」では、第4章に引き続き、委員会の作成した改正法案の帰趨が辿られる。ムラヴィヨーフ委員会の作成した3法案は、とりわけゼムスキー・ナチャーリニク制の取扱いをめぐる内務・大蔵両省の挟撃に遭い、最終的には国家評議会において廃案となる。但し、委員会の作業は全く徒労に終わったのではなく、例えば、弁護士評議会に対する控訴院の司法行政上の監督権がセナート判例によって承認されるなど、一部は法の成立を先取りする形で実現を見たことが指摘される(「ムラヴィヨーフなきムラヴィヨーフ路線」(340頁))。これにより、かつて司法改革を牽引した法曹間の連帯の意識、単一の職業的コミュニティが消失していったとされる。

続く「二 在野法曹の世紀末」では、「醜弁護士」批判を背景に統制権の強化を志向する在朝法曹側の攻勢を迎え撃つ在野法曹の迷走ぶりが描かれる。在朝・在野法曹の分裂ばかりではなく、弁護士層の内部に、世代間対立が忍び寄り、これが在野法曹全体として足並みを揃えて在朝側の攻勢に対処することを困難にしたのである。著者によれば、これは、「法学部の大衆化」(348頁)に伴う弁護士職の膨張、過当競争にさらされる若手弁護士(補)らの経済的苦境、また彼らの修習制度の不備等に起因するという。苦境を打開すべく、彼らは「弁護士補修習闘争」に立ち上がり、さらには「法律相談運動」を展開する。後者は、彼らの生計を助け、修習制度の不備を補っただけでなく、リーガル・サービスに対する潜在的需要を掘り起こし、とりわけ相談者の中心をなすのが労働者・農民・女性であったことから、彼ら若手法曹の関心を社会問題に向わせるという付随的効果があったとされる。政治的に急進化したこれら若手弁護士(補)の中から後の臨時政府首班ケレンスキーが出る。

以上を踏まえて、「三 司法再改革の構図」が描かれる。法律相談所の活況が示唆するリーガル・

サービスの潜在需要をも充足させる司法の「制度の容量」の拡大、64年当時から積み残された裁判所付置職の充実、長きに渡る施行過程及びゼムスキー・ナチャーリニク制によって錯雑さを増した裁判所体系の整理・統合。こうした諸課題を前にして「追い風」が吹く。1904年の夏以降、政治情勢が流動化し、事態の収拾策として公布された12月12日勅令が、司法の統一、自立性の拡大を明記したからである。さらに翌年には国会の設置が決定される（「1905年革命」）。著者は、これらの外的環境の変化を捉えて、「その規模において二〇世紀の再改革は、司法改革が国制の諸分野の改編と連動した一八六四年のそれに匹敵する。」（385頁）ものにならざるを得ないことを示唆する。但し、既に触れたように、「再改革」を担う主体たる在朝・在野の法曹の配置は、64年当時とは大きく異なっている。

「近代ロシアの司法制度が動く様を多角的に描き出すこと」（9頁）を課題とする本書は、著者による結論なり、19世紀後半のロシア司法に対する総括的な評価らしきものを提示しない。むしろ、20世紀初頭のロシア帝国において、司法制度の展開に影響を及ぼすであろう諸々のファクターを上で紹介した通り提示し、「再改革」が不可避であることを暗示して筆が置かれる。

## 2 若干の検討

### (1) 19世紀ロシア司法の諸相

本書は、上記のような粗略な要約では尽くすことのできない豊富な内容を持つ実証研究である。これは、著者が、あくまでも対象に内在的に肉迫しようとする姿勢を貫き、「すべてを一つの基準で説明する単純化」（6頁）を禁欲的なまでに避けてきたことに負っている。

若干の例を挙げるならば、一般的には保守的な政治家と目されているポベドノスツェフが、その若き日には、司法改革推進の急先鋒を務めたり（71—72頁）、あるいは史上「スラヴ派」に属する思想家として名高いИ.С.アクサーコフが司法改革に向けられる諸批判に対して、敢然とこれを擁護する論陣を張ったといった事実（227—228頁）が紹介される。これらはロシア近代史に通じた者によっても新鮮な驚きを以て迎えられるのではなかろうか。こうした現象は、司法改革を専ら政治史の一ケース・スタディとして描き、これを推進する改革（開明）派と歴史の流れに抵抗する保守派（「スラヴ派」）といった政治的（思想的）対抗関係を機軸に据える単純な図式からは、なるほど理解が困難である。

以下、上記の要約を補う意味で、著者によって発掘された興味深い事実についてやや立ち入った紹介をしてみたい。

在野法曹に対する司法行政上の監督権の強化、あるいは司法官内部のヒエラルキーの確立による司法行政の官僚制化の進行等は「大改革」以降の失地回復を目論む保守派の反転攻勢、進歩的な司法改革の内容が徐々に換骨奪胎されていく過程として理解されやすい。これらも、著者の丁寧な考察によれば一面的な理解であることがわかる。

まず、弁護士評議会・弁護士総会に対する当局の監督権の強化についてである。著者は司法改革によって導入された弁護士自治の仕組みは、同時期の西欧諸国においても例を見ないほど広汎なものであったことを指摘する。即ち、ドイツの諸邦においては、弁護士を国家官吏に準じた地位に置いていることもあって、弁護士団体には弁護士の懲戒権が与えられていない。また、弁護

士が自治団体を組織していたフランスも、法廷における弁護士の不当な行為は裁判所が懲戒することとしていたという。これらに対して、資格審査、依頼者・弁護士相互間の関係調整のみならず弁護士の規律の維持、即ち所属弁護士に対する懲戒権をも有するロシアの弁護士評議会の自治権は極めて幅広いものであったことがわかる。そうであるならば、弁護士評議会の団体自治を検察官と控訴院のコントロール下に置こうとしたムラヴィヨフ委員会起草の見直し法案などは、「反改革」という視角のみからこれを観察することは妥当ではなく、むしろ「国際標準」に近づける試みであったとの評価もできる。さらに、統制権の強化の口実ともなった弁護士の不祥事の増大（いわゆる「醜弁護士」の跋扈）の背景には、弁護士職の膨張、とりわけ都市部における弁護士の集中に伴う競争の激化、その結果生じる弁護士倫理の弛緩があったとすれば、それは司法改革がそれなりの成果を挙げ、制度が定着したが故に生じた新たな段階の問題と見るべきであろう。また、弁護士の増大をもたらしたのが、上に紹介した法学教育の大衆化と法学部卒業者の水脹れ現象であったとなれば、その解決はすぐれて「現代」の課題であったともいえよう。尤も、著者によれば、弁護士養成（修習）制度の不備は、司法改革の当初からの弱点であったから（154頁、157頁）、これが「醜弁護士」問題と無縁でないとするならば、この問題は「国際標準」からの「遅れ」にも起因すると言えなくもない。このように、19世紀ロシアの司法制度の展開を規定する要因は複合的である。

次に司法官に対する統制の強化と司法官僚制における垂直的なヒエラルキーの確立についてみてみよう。著者によれば、司法改革には、母法たる西欧法には見られない特色があったとされる。それは、任官にあたって法学識を要件としてキャリア・システムを採用しながらも、司法官の平等待遇に注意を払っていた点である。例えば、裁判官の官名は、セナート破毀部評定官から地裁判事まで8種を数えるが、官等の幅は取調官まで含めて4ランクの内に収まる（147頁）。この結果、控訴院判事、地裁判事、及び治安判事が同等の五等官にランクされることとなる（386頁）。また、地裁判事であれば任地に関わりなくその俸給が同額であったことも、同じ第一審の判事であっても任地によって俸給表が細かく分けられ、パリやセーヌの判事に高い号俸が定められていたフランスと比較した場合、異例な制度であると評価される（146—147頁）。裁判官の身分保障も、発足の当初においては、定年制を設けなかったことも相俟って、西欧諸国と比較して遜色なかったばかりでなく、むしろ手厚いものであったとされる。そうであるならば、司法改革によって導入された司法組織について、農奴解放を振って「司法官の解放」とする批判（223頁）がなされたとしても、それは、ためにする難癖として一蹴することはできない。

## (2) 「ツァーリ専制」と司法のあり方

次に、本書においては必ずしも正面から検討の視角とはされていないが、しかし帝政期のロシアの司法制度を論ずるからには欠かすことのできないと見られる論点について考えてみたい。それは「ツァーリ専制」と司法制度の関係である。

繰り返しになるが、本書は司法制度の運営に携わる現場の実務家及び政策担当者の目を通して対象に接近することによって、ともすれば見過ごされがちな論点を多く掘り上げることに成功した。しかし、司法制度全般の改革といった「大きな」プロジェクトについて考察する場合には、第

一線で働く当事者の動向の総和のみからこれを説明することは困難である。とって、評者は、「無制限の権力」を皇帝に留保した体制のもとで、近代かつ西欧的な司法制度を導入しようなどという企ては当初から絵空事であったとか、個別の諸制度が如何に西欧諸国のそれに近似しているとしても、それはせいぜい擬似近代的な司法制度にとどまったのではないかといった高踏的かつ外在的な議論がしたいのではない。「ツァーリ専制」と言われる統治システムが司法改革の過程及び成立した制度の運用にいかなる役割を果たしたのかという点について、これまたシステムの持つ内在的な論理に即して考えてみたいのである。また、これを裏面から眺めるならば、国民代表制の立法機関が欠如していたことが、司法改革のプロセス及び制度のあり方にいかなる影響を及ぼしたのかということについて考えることでもある。

上記の諸点に留意しつつ再び本書に戻ろう。皇帝の無制限の権力と「自立」した司法との関係はどのように理解されたのであろうか。この点については本書の叙述の中に手がかりがある。まずは前出のアクサーコフの議論である。アクサーコフは、改革後の司法について「国家の中に国家を孕ませしもの」とする批判に応酬するが、それは以下のような論理をもってなされた。「裁判は全ての権力の源であるツァーリの名により行なわれるので、ツァーリが行政権力に従うことがないように、裁判所が行政に服することはあり得ない。」(227—228頁)。法相ムラヴィヨーフもやはり「司法権は司法官が奉職する国家の大権の一部、君主統治権の一翼である」という「三権帰一説」(283—284頁)を唱えたという。ここでは司法はもとより皇帝の大権を制約したり、これに対して独立性を主張するものではない。むしろ君主大権の不可欠の構成要素である旨主張することで、同じく皇帝権力から派生する他の諸機関に対して「自立性」を主張する。こうした論理は、著者の見るところ、「一八六四年の改革まで長く官界の傍流に位置した司法職の自己主張、存在の認知を迫る試み」「過去の伴食官僚の主流派に向けての上昇志向・同一化要求」(284頁)を表現しており、多分にレトリックの要素を含んでいることは疑いない。

しかし上のような主張は当時のロシア帝国における統治構造の特質の一端を示してもいるのではないか。「ツァーリ専制」という体制にあっては「立法」、「行政」、「司法」のすべてが直接皇帝から派生する。それ故、皇帝以外には、これら諸部門を統括する者は公式には存在しない。とりわけ「行政」各部を統括する「内閣」、これを率いる宰相が不在であるため、新たな施策は、常に諸官庁間の政争により滞る。これは本書の描く司法改革の過程においても散見されるところである。帝国の広大な版図、多様なエスニティー、さらには財政難などを考慮しても、新しい司法制度が全土に普及するまでに40年の長きを要したのは、そうした統治システムの欠陥によるところが大きい。

しかし、このような体制は、司法の自立性を確保する上でかえって好都合な面がある。なるほどセナート破毀部評定官をはじめとする裁判官の任命権は皇帝のものである。しかし、実質的には、皇帝に人事を提案する法相がそれを掌握していたといえる。そして司法省は、行政の一部門を構成するものの、これを指揮監督する者が皇帝以外には存在しないのであるから、その限りにおいて、司法部は、内務、大蔵などの他の省庁に対しては一定の「自立性」を主張できることになる。皇帝に無制限の権力を留保した体制は、その内実において極めてルーズな面があり、これが司法に一定の「自立性」を保障することとなった一因とも推察されるのである<sup>(1)</sup>。尤もこのよう

に考えた場合、裁判官の「独立」と司法官僚（司法省）を含めた「司法部」の「自立」の関係如何という問題が浮上してくる。また、そうした司法の「自立」とこれを支える「権力分離」「権力の棲み分けの論理」を、近代憲法における「司法権の独立」、「権力分立」原則との関わりでどのように評価するのかといった問題も生じて来よう<sup>(2)</sup>。

なお、司法の「自立性」は、専制君主には及ばないのであるから、その限りでも括弧付き足らざるを得ないのは当然である。しかし、ハイ・ポリティクスにかかわる事件は格別、皇帝が日常不断に生じる訴訟に対して逐一関与することは考えにくい。この点、西欧においても、administrationに対する gouvernement、あるいは Verwaltung に対する Regierung が、法的統制の困難な領域とされていた<sup>(3)</sup> ことも考慮されてよい。

行政各々が互いに省益をめぐる対立を起こすことは何もロシアに特有の現象ではない。また、「ツァーリ専制」がその実、諸官庁の「多頭制」に墮しており、政策の立案・実施の各段階において、ことある毎に省庁間の対立、意思の不統一を惹起していたこともロシア史研究者の間では既に「常識」の部類に属する。ただ、そうした統治構造の特質が司法のあり方をどのように規定したのか、ということは改めて問われてよいように思われるのである。

次に「ツァーリ専制」と密接不可分な関係にある国民代表制の立法機関の欠如について考えてみよう。著者によれば、セナート破毀部は積極的に判例法理の形成に努め、またその判例の下級審に対する拘束性は母法たるフランス法に比してより強いものであったという。これは、立法諮問機関たる国家評議会が官庁間の対立により議事閉塞に陥る（180頁）ことが多く、裁判所がその審理において依拠すべき実体法の整備が遅々として進まない状況を反映したものだたとされる。そうであるならば、セナート破毀部は、それとは意識せずに立法機関の欠如を埋め合わせるという過大な責務を負ったことになる<sup>(4)</sup>。

同様のことは、近代ロシア司法が担うこととなったとされる、公民教育、「国民」の形成といった機能についても当てはまる。裁判が、時に弁護人、検察双方の「舌」を競うパフォーマンスの場となり、「傍聴」ならぬ「観劇」の対象となったのは、なるほど著者の指摘する通り、新しい司法制度が市井の人々の日常生活にまで根を降ろしたことの証左であり、同時に19世紀後半のロシアに「大衆の時代」が訪れていたことを示してもよい。しかし、国民意識の涵養、公民教育といった課題は、第一義的には、国民代表制機関がこれを引き受けるものであろう。もとより陪審制に見られるように、司法に全くそうした契機がないわけではない。が、やはり代議制度の代替機能を担ったという意味で、意図せざる過重負担、司法制度に持ち込まれた「歪み」として理解することもできるのではなからうか。同じことは、同時代の西欧諸国と比較しても異例とされる住民公選の治安判事についても妥当するであろう。

他方で、代議制度が「大改革」期に成立しなかったことが司法改革の展開にとって「プラス」に作用した可能性についても考えなければならない。この時期の立憲主義若しくは代表制の要求は主として農奴解放により既得権を侵害された貴族層の中からなされていることもあり<sup>(5)</sup>、とりわけ成立して間もない、足元のおぼつかない新しい司法制度が「政治」から距離を置くことを可能にしたという意味で、少なくとも司法改革の歩みにとって妨げとはならなかったであろうことが推察されるのである。蓋し、司法の独立は、行政府に対してのみならず、「多数者」の意思に対して

もまた擁護されなければならないからである。

### (3) 1905年革命とロシア司法の行方

既に触れたとおり、本書の考察は1905年革命以前の時期に限定されている。しかし、この時期以降の司法「再改革」を論ずるに当たっては、上に挙げたような国制のあり方と司法の位置付けという問題が視野に入って来ざるを得ないであろう<sup>(6)</sup>。言うまでもなく、国会が設置され、これに対抗する形で行政各部を統括する大臣会議（「内閣」）及び同会議議長職（「首相」）が設置されることで、国制に重要な変革がもたらされたからである。以後、判事の任命権を事実上握っていた法相は「内閣」の一員となり、「首相」の指揮・監督下に置かれる。加えて、1905年革命前後のロシアにあっては、革命運動の高揚によって政治的緊張がより先鋭の度を増したこと、あるいは多くの政策課題が国会の場において公に議論されるようになったことも手伝って、それらが政府と議会及び議院内会派間の政争という脈絡で理解されがちになる。そうした「政治の季節」にあって、あくまでも「制度としての司法」の帰趨を考察するという姿勢を貫くならば、国制の変革に伴う「ゲームのルール」の変更という問題は避けて通ることのできない論点であろう。あるいは逆にそうした環境の下に置かれた司法制度の行く末を見守ることが、革命によって果たされたとする国制変革の内実を推し量る目安の一つともなりうるのである。

若干の例を挙げよう。評者はかつて近代ロシアにおける行政争訟制度の改革のプロセスについて、この時期に焦点を当て、当事者の口をして語らしめるという形で言及したことがある。こと行政争訟を担当するセナート第一部に関する限り、国民代表制の立法機関の設置とこれに対応した「内閣」及び「首相」職の設置は、リベラルの中でも論者によっては必ずしも「追い風」とばかり受けとめられていたわけではなかった。むしろ、「行政権」としての一体性を増した「内閣」は、——これが国会に対してではなく専ら君主に対して責任を負うこととされたこともあり、——最高行政裁判所たるセナート第一部の行政権からの独立性にとって、かつての行政各部による個別の関与以上の脅威となりうるとする見方も存在したのである<sup>(7)</sup>。これは、「権力」を裁く行政裁判所をめぐる議論である。これとても、リベラルの「危惧」が現実のものとなったのか、それとも差し当たりは「危惧」のままに終わったのかということの検証は、この時期のセナート判例などに即してなされねばならない。民事、刑事の通常司法についてこの点をどのように考えるべきであるのか、ということが問われるであろう。

この他にも、1906年になって開催された新国家基本法案に関する審議会の中で、司法の自立性の強化を明記した12月12日勅令（1904年）の作成を主導したと目されるヴィツェが、まさに国会の開設が日程に上る段階になって裁判官の身分保障に反対し、むしろ「専制」護持に固執する「保守派」の方が身分保障の廃止に異を唱えている<sup>(8)</sup>。こうした「ねじれ現象」及びヴィツェの「変心」をどのように理解するかという問題がある。さらには、世上リベラルかつ豊富な学識を誇る検察官として名高かった法相シチュエグロビトフのストルイピン内閣期における「急に右旋回 круто повернул вправо」も単に革命運動の激化の故と片付けてよいか、疑問が残る<sup>(9)</sup>。

なお「内閣」による行政権の凝集力の強化は、また当然のことながら、司法「再改革」が政府全体の方針に合致する場合には、例えばムラヴィヨーフ委員会が積み残した諸課題に再度取り組

むことを可能にもするという点で、必ずしも負の要因とばかりは考えられない。

### 終わりに

本書は、近代ロシアの司法制度の展開過程について、ザッハリヒな認識に徹することで、ロシア近代法史研究の発展に必要な基盤を広範囲にわたって準備してくれた。そのため本書に対しては様々な読み方が可能である。ソヴィエト法研究からする「タテの比較」、同時代のロシアの諸改革との比較はもちろんであるが、とりわけ西欧近代の司法制度との対照という「ヨコの比較」の可能性が開かれたことは大いに慶賀すべきことである。それぞれの専門領域からコメントの労を取られることを切に希望してやまない。

(名古屋大学出版会刊、2001年2月発行、A5判、414頁、定価9000円)

### 注

- (1) この点について、評者はかつて、一行政事件を題材に極めて粗い仕方によってはあるが試論的に論じたことがある。拙稿「近代ロシアの『法』と『行政』の一断面——ある『行政訴訟事件』を手がかりに」『ユーラシア研究』19号1998年56-61頁。
- (2) この点、本書に即して見るならば、1905年革命の最中に、弁護士ヴィナーヴェルが行なった報告「弁護士と法治国家」(389-390頁)を、40年に及ぶ司法改革の歩みの中でいかに評価するかという問題にかかわってくる。
- (3) 石川健治「執政・市民・自治——現代統治理論にとっての『金枝篇』とは——」『法律時報』69巻6号1997年22-23頁。
- (4) 著者も本書の土台となった別稿において、これを「偽装された近代国家建設State building」と形容している。高橋一彦「『司法反改革』攷」『神戸市外国語大学外国学研究所年報』35号1998年62頁。
- (5) 竹中浩「近代ロシアへの転換——大改革時代の自由主義思想——」東京大学出版会1999年199-202頁。但し、同書によれば、1863年になると代議制の導入が政府内でも検討されるようになった(同書205-209頁)。
- (6) 著者は既に「司法再改革の論理——II.B.ゲッセンの場合——」『神戸市外国語大学外国学研究所年報』38号2001年において1905年革命以降の時期の「司法再改革」について検討する作業を開始している。
- (7) 拙稿「帝政ロシアにおけるセナート改革と行政裁判(三・完)」『東京都立大学法学会雑誌』39巻2号1999年162頁、166-167頁。
- (8) 加納格『ロシア帝国の民主化と国家統合——二十世紀初頭の改革と革命』御茶の水書房2001年201頁。
- (9) シチェグロビートフの法相就任(ゴレムイキン内閣)及びストルイピン内閣における留任に纏わる顛末並びにその後の「右旋回」については、さしあたり下記の文献に詳しい。С.м.А.Г.Звягинцев, Ю.Г.Орлов. В эпоху потрясений и реформ.Российские прокуроры 1906-1917, Москва,1996,стр.7-96.